

# 大阪国際大学短期大学部

## 学生総合保障制度 のおすすめ

(こども総合保険)

大切なお子様のご入学、ご進級、心よりお喜び申し上げます。  
今回ご案内する総合保障制度は、保護者の皆様からの強いご要望によって生まれたものです。  
学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する危険も  
総合的に補償する制度です。是非この機会にご加入ください。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

24時間補償

団体割引適用

個人賠償  
国内無制限

### 学生総合保障制度の特長

- 補償期間中、**1日24時間**(学校の休みの日も) 補償します。
- 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなったり重度の後遺障害が生じた場合、**育英・学資費用**を補償します。
- お子様があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任**を補償します。  
**示談交渉サービス\***がセットされています。
- \*示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。  
国内のみのサービスとなります。
- お子様が**ケガ**をした場合に補償します。
- ニーズに応じた**プラン**をご用意しています。
- 「健康」「医療」「弁護士」相談サービスが受けられます。
- 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を補償します。



ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」など）が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問合せは、本書裏面の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、本書裏面の取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

### 申込締切日

2025年3月27日(木)

# 保護者のご希望をカタチにした 『学生総合保障制度』 です。

(補償内容の詳細は、本書「補償概要」のページをご覧ください。)

## ■基本補償

### ●個人賠償責任補償

お子様やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

### ●育英・学業(学資)費用補償 ●傷害(ケガ)補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、お子様がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



## ■特約補償

### ●細菌性食中毒補償

お子様が摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●救援者費用等補償

お子様が旅行で遭難した場合などに、捜索救助費、親族などが現地へ向かう交通費・宿泊費、現地からの移送費などを補償します。

### ●借家人賠償責任補償

お子様があやまって借用戸室を損壊し、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

### ●生活用動産補償

お子様が所有する身の回り品や家財などに、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。※眼鏡など一部補償対象外の物があります。

### ●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●熱中症補償

お子様が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

### ●特定感染症補償

お子様が補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症等)(注1)を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。※補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象なりません。(注1)「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

補償期間  
(保険期間)

2025年4月1日午前0時 から 2027年3月31日午後4時 まで  
(学業費用の支払対象期間終了日2027年3月31日)

おすすめ

プラン表(補償項目/保険金額)	A プラン	B プラン	C プラン	D プラン
<b>制度掛金(保険料) (一時払)</b>	<b>31,290円</b>	<b>26,880円</b>	<b>43,120円</b>	<b>33,070円</b>
<b>個人賠償責任 (事故あたり支払限度額)</b>	国内の事故：無制限 国外の事故： 3億円	国内の事故：無制限 国外の事故： 3億円	国内の事故：無制限 国外の事故： 3億円	国内の事故：無制限 国外の事故： 3億円
<b>育英費用 ★ (一時金)</b>	300 万円	200 万円	300 万円	150 万円
<b>学業(学資)費用 ★ (支払年度あたり支払限度額)</b>	150 万円	120 万円	150 万円	120 万円
<b>死亡保険金 ♦■</b>	300 万円	300 万円	300 万円	200 万円
<b>後遺障害保険金 ♦■ (障害の程度によって)</b>	300 ~約 12 万円	300 ~約 12 万円	300 ~約 12 万円	200 ~約 8 万円
<b>入院保険金 ♦■ 日額(180日限度)</b>	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
<b>手術保険金 ♦■ (事故あたり1回の手術の際の 入院の有無によって入院保険金(日額)の 倍率が決まります)</b>	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍
<b>通院保険金 ♦■ 日額(90日限度)</b>	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円
<b>細菌性食中毒補償 〔補償範囲を拡大する特約〕</b>	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります
<b>借家人賠償責任 (事故あたり支払限度額)</b>	補償されません	補償されません	1,000万円	1,000万円
<b>生活用動産補償 〔保険年度あたり支払限度額〕 〔自己負担額 火災なし、盗難3万円、その他1万円〕</b>	補償されません	補償されません	150 万円	70 万円
<b>地震・噴火・津波補償 〔補償範囲を拡大する特約〕</b>	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります
<b>熱中症補償 〔補償範囲を拡大する特約〕</b>	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります
<b>特定感染症補償 〔葬祭費用セット300万円限度〕 〔補償範囲を拡大する特約〕</b>	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります
<b>救援者費用等補償● (保険年度あたり支払限度額)</b>	300 万円	300 万円	300 万円	300 万円

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、制度掛金（保険料）は、過去の実績等をもとに加入者100名以上の場合の団体割引を適用したものです。

# 保険金お支払例

【補償内容:Cプランの場合】

## 個人賠償責任

保険金合計

15,745,000円



帰宅途中、雨が降ってきたので急いだところ、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

●個人賠償責任

15,745,000円

## 育英・学業(学資)費用

保険金合計

4,500,000円

扶養者が交通事故で死亡した。

- 育英費用 . . . 3,000,000円
- 学業(学資)費用 . 1,500,000円



## 傷害(ケガ)

保険金合計

50,000円

クラブ活動中、足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。



- 入院保険金 . . . (3,000円×10日) 30,000円
- 通院保険金 . . . (2,000円×10日) 20,000円

精神的に  
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの  
対処法を知りたい

今の治療法の  
セカンドオピニオンを  
聞きたい

健康上の  
不安を専門家に相談したい

### ご加入すると ご利用いただけるサービス

メンタルケア  
カウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオン  
アレンジサービス

ハロー健康相談24

どんな悩みも  
まずは  
こちらに!  
  
**みんなの  
相談  
ダイヤル**

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

B-230554

2500088

# 学生総合保障制度 こども総合保険補償概要

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

**個人賠償責任補償**  
(国内外補償)  
\*個人賠償責任  
補償条項の一部変更  
\*受託品  
賠償責任補償  
\*賠償事故の  
解決に関する  
特約セット

■保険金をお支払いする場合  
被保険者が次の偶然な事故により、他人の身体や財物（情報機器などに記録された情報を含みます。）に損害を与えること、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人（加入者証記載の被保険者）の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 受託品（被保険者が他人から借りたり預かってたりしている財物をいいます。）については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損害などに限ります。（※）電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。

お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金（1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）（注1）受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山はんなど、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 …など （注2）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。なお、受託品についての損害賠償金は、その受託品の時価額（※）を超えないものとします。（注3）受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。（注4）学校の管理下中やクラブ活動

**育英費用補償**  
(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合  
扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。（注1）同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。（注2）「育英費用補償」は、次の場面に効力を失います。 ●育英費用保険金をお支払いした場合 ●被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ●被保険者が扶養されなくなった場合

■保険金をお支払いしない主な場合  
次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為

**学業費用補償**  
・進学費用  
対象外  
(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合  
扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。（注1）同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。（注2）「育英費用補償」は、次の場面に効力を失います。 ●育英費用保険金をお支払いした場合 ●被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ●被保険者が扶養されなくなった場合

■保険金をお支払いしない主な場合  
次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為

**傷害補償**  
(国内外補償)  
・細菌性食中毒  
補償セット

■保険金をお支払いする場合  
扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。 ●被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験費、体育費、施設設備管理費など （注）支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学資費用保険金額を限度とします。

■保険金をお支払いしない主な場合  
次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転

扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなつた場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。（注）同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。

【後遺障害保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。（注）お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。

【入院保険金】被保険者がケガにより入院した場合に、【ご加入の保険金額×入院日数】をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内（※）の入院が対象）（※）入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。

【手術保険金】被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度）① 入院中に受けた手術の場合 【入院保険金日額×10】 ② ①以外の手術の場合 【入院保険金日額×5】

【通院保険金】被保険者がケガにより通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）した場合に、【ご加入の保険金日額×通院日数】をお支払いします。（※1）

**借家人賠償責任補償**  
(国内のみ補償)

■保険金をお支払いする場合  
日本国内において被保険者が借用または使用する被保険者住所の借戸室を、被保険者の責めに帰すべき事故によって損壊し、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金（1事故につきご加入の保険金額限度） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）（注1）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたつ

**生活用動産補償**  
(国内のみ補償)

■保険金をお支払いする場合  
日本国内において被保険者が所有する生活用動産に偶然な事故による損害が発生した場合、時価額（※）で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。（保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度）（※）保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。（注1）生活用動産に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歎、義肢（コントクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車、オートバイ、ハンググライダ

**熱中症危険補償**  
(国内外補償)  
・葬祭費用  
セット

■保険金をお支払いする場合  
急激かつ外来的日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 「傷害補償」 「死亡・後遺障害・後遺障害追加・入院・手術・通院」の保

**特定感染症補償**  
(国内外補償)  
・葬祭費用  
セット

■保険金をお支払いする場合  
被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、後遺障害追加保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。（各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。なお、【入院保険金支払限度日数短縮特約】または【通院保険金支払限度日数短縮特約】がセットされている場合であっても、この特約に基づく入院保険金または通院保険金の支払限度日数は短縮されません。）また、被保険者が、特定感染症が原因で、発病日を含めて180日

動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。（※）受託品と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。

被保険者の範囲 ① 本人（加入者証記載の被保険者をいいます。） ② 本人の親権者 ③ 本人の配偶者 ④ ①から③までの同居の親族 ⑤ ①から③までの別居の未婚の子 ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。

⑦ ②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

■保険金をお支払いしない主な場合  
次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務（アルバイトおよびインターネットショッピングを除きます。）遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事中の損害賠償責任） ●職務（アルバイトおよびインターネットショッピングを除きます。）の用に供される勤務または不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 …など

＜受託品にかかる保険金をお支払いしない主な場合＞  
上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗難、 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと …など

または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被つたケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセツトされている場合は除きます。） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 …など

・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被つたケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセツトされている場合は除きます。） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 …など

1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度（※2）（※1）骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長管骨・脊柱など）を固定するためにギブスなど（※3）を常時装着した状態をいいます。（※2）通院保険金支払限度日数短縮特約がセツトされた場合、通院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。（※3）固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

■保険金をお支払しない主な場合  
次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被つたケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセツトされている場合は除きます。） ●特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など

では、事前に引受保険会社の承認が必要です。（※2）この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。

■保険金をお支払しない主な場合  
次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●心神喪失による損害賠償責任 ●借用戸室の改築、増築、取りこわしなどの工事 ●借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 …など

一、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン …など（※2）自己負担額（1回の事故につき、盗難の場合3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合0円、その他の場合1万円）があります。

■保険金をお支払しない主な場合  
次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●台風・暴風・洪水・豪雨などの風水災 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●修理、調整作業上のミス ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 …など

險金 ■保険金をお支払しない主な場合  
「傷害補償」の「保険金をお支払しない主な場合」に同じ

以内に亡くなつことにより、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。（300万円限度）

■保険金をお支払しない主な場合  
次の事由によって発病した特定感染症 ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症（初年度契約の場合） ●次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染 …など

## 学生総合保障制度 こども総合保険補償概要

この補償概要是、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

救援者費用等 ■保険金をお支払いする場合 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。(保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度) ●搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故によつて被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合 ●被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または3日以上続けて入院した場合	保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸経費(日本国外20万円、日本国内3万円限度)
	■保険金をお支払いしない主な場合 次の事由によって生じた費用 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●脳疾患、病気または心神喪失 ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき能力によって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登攀、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など

お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。 ●捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ●現地までの救援者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ●救援者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき1日分限度) ●現地からの移送費用 ●救援者の渡航手続費および救援者または被

・次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等】

・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。・共同保険契約の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

・このパンフレットは総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店・扱者 インターナショナルトラスト

TEL : 06-6967-8121 FAX : 06-6967-8059

〒570-0014 大阪府 守口市 藤田町 6丁目  
16番11号

■引受保険会社

幹事会社 AIG損害保険株式会社

非幹事会社  
東海日動

学校契約センター

TEL : 076-443-8740

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111